

請願・陳情参考資料

令和2年11月27日

県土整備部

| 受理番号 (受理年月日) | 所管 | 件名及び提出者 | 現状と県の取組状況 |
|--------------------|---------------|---|--|
| 2年－32 (2.11.25) | 地域づくり 県土整備 | 百塚古墳群の歴史的価値を鑑みての産業廃棄物最終処分場としての使用について 河本 六美 | <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)鳥取県環境管理事業センターによる淀江町小波地区での産業廃棄物管理型処分場設置計画については、「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」に基づく手続が令和元年5月31日に終結した。 ・同年9月定例会において同センター支援事業として処分場整備に必要な詳細設計等を行う予算が可決されたが、「最終的に設置許可の判断をする県においても丁寧に調査を行い、説明責任を果たすこと」との附帯意見が議会から示されたため、同年11月定例会で「鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地下水等調査会条例」等が可決され、中立的・学術的に調査を行う第三者機関の地下水等調査会設置が決定。これを受け、現在、当室が計画地周辺の地下水の流向を明らかにするための調査を実施している。 ・産業廃棄物最終処分場の設置について、同センターは地下水等調査の終了まで設置許可申請の提出をされないこととされている。県としては、設置許可申請が提出されたときは、廃棄物処理法の許可基準に基づき厳正に審査を行う。 |